

令和2年

三重県議会定例会会議録

(3 月 19 日)
(第 8 号)

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 8 号

○令和 2 年 3 月 19 日（木曜日）

議事日程（第 8 号）

令和 2 年 3 月 19 日（木） 午前 10 時開議

- 第 1 議案第 2 号から議案第 90 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 2 号から意見書案第 4 号まで
〔採決〕
- 第 4 議提議案第 1 号
〔採決〕
- 第 5 議案第 91 号から議案第 94 号まで
〔提案説明、採決〕
- 第 6 特別委員会の調査事項に関する報告の件

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号から議案第 90 号まで
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第 2 号から意見書案第 4 号まで
- 日程第 4 議提議案第 1 号
- 日程第 5 議案第 91 号から議案第 94 号まで
- 日程第 6 特別委員会の調査事項に関する報告の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智 矢
6	番	小	林	貴 虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初 美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸 助
12	番	田	中	智 也
13	番	藤	根	正 典
14	番	小	島	智 子
15	番	木	津	直 樹
16	番	田	中	祐 治
17	番	野	口	正
18	番	倉	本	崇 弘
19	番	野	村	保 夫
20	番	山	内	道 明
21	番	山	本	里 香
22	番	稲	森	稔 尚
23	番	濱	井	初 男
24	番	森	野	真 治
25	番	津	村	衛

26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸
41	番	三	谷	哲	央
43	番	中	村	進	一
44	番	津	田	健	児
45	番	中	嶋	年	規
46	番	青	木	謙	順
47	番	中	森	博	文
48	番	前	野	和	美
49	番	館		直	人
50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行
52	番	中	川	正	美
(42)	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久 美 子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子

企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	山 本 進
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	降 籬 道 男
人事委員会事務局長	山 口 武 美
選挙管理委員会委員長	高 木 久 代
労働委員会事務局長	山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第2号から意見書案第4号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第91号から議案第94号まで並びに議提議案第1号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、財政的援助団体等の監査結果1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件名
45	三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案
58	三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例を廃止する条例案
67	みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の策定について
70	三重県新エネルギービジョンの改定について
71	三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）の策定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年3月11日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

戦略企画雇用経済常任委員長 東 豊

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 2	三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案
4 0	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案
4 1	三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案
4 2	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案
4 4	三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
4 7	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案
4 8	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
6 8	三重県環境基本計画の変更について
6 9	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、議案第69号を除き原案を可決すべきものと決定し、議案第69号は、下記のとおり修正議決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

記

「議案第69号 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」の一部を次のように修正する。

次の表の修正前欄に掲げる事項を同表の修正後欄に掲げる事項に傍線で示すように修正する。

項 目	頁 数	修 正 前	修 正 後
第1章 基本計画策定の考え方 1 策定の趣旨	1頁から2頁まで	<p>国連では、2019～2028年を国連「家族農業の10年」として定め、重要な役割を果たしている家族農業の発展の必要性を打ち出しています。こうした中、今後、農村では、広域的に営農する農業経営体を中心としながら、兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家、企業やNPO法人などが参画した地域農業を守っていく体制を構築していく必要があります。</p> <p>昨今の農業・農村における脅威として、(略)、夏の異常高温に対応した生産対策などが必要となっています。</p>	<p>国連では、2019～2028年を国連「家族農業の10年」として定め、重要な役割を果たしている家族農業の発展の必要性を打ち出しています。</p> <p>こうした中、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍に向け、法人や大規模経営だけでなく、これまで地域農業を担ってきた家族農業などの維持・継続を図っていくため、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めていく必要があります。</p> <p>また、国においても、新たな「食料・農業・農村基本計画」の中で、人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として進めることが示されており、こうした国の施策をしっかりと活用しながら着実に取組を進めていく必要があります。</p> <p>昨今の農業・農村における脅威として、(略)、夏の異常高温に対応した生産対策などが必要となっています。</p>
第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の		<p>農業経営体の経営を発展させるため、農地集積等による経営規模の拡大、複合化や多角化、法人化などに取り組む</p>	<p>農業経営体の経営を発展させるため、農地集積等による経営規模の拡大、複合化や多角化、法人化などに取り組む</p>

<p>持続的な発展を支える農業構造の確立めざす方向</p>	<p>39頁</p>	<p>とともに、地域農業の<u>継続発展</u>に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家等が参画した集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。</p>	<p>とともに、地域農業の<u>発展</u>に農業経営体の経営を發展させるため、農地集積等による経営規模の拡大、複合化や多角化、法人化などに取り組むとともに、地域農業の<u>発展</u>に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの<u>家族農業の維持・継続</u>、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。</p>
<p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 現状と課題</p>	<p>39頁</p>	<p>また、中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農家等も参画した集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入などを促進する必要があります。</p>	<p>また、中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農家などの<u>家族農業が維持されるとともに</u>、集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入などを促進する必要があります。</p>
<p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 主な取組方向</p>	<p>40頁</p>	<p>③ 中心となる担い手が不在の地域等において、営農を維持・發展させるため、小規模な兼業農家や高齢農家等も参画した集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣地域で営農を行う農業経営体との連携促進等に取り組みます。</p>	<p>③ 中心となる担い手が不在の地域等において、営農を維持・發展させるため、集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣地域で営農を行う農業経営体との連携促進等に取り組むとともに、小規模な兼業農家や高齢農家などの<u>家族農業の維持・継続の促進</u>を図ります。</p>
<p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 【基本事業Ⅱ－2】 農業経営体の持続的な経営発展の促進</p>	<p>42頁</p>	<p>◇ 集落における多面的機能の維持活動や基盤整備事業との連携を図りながら、集落リーダーの養成等を進め、<u>小規模な兼業農家や高齢農家</u>、地域のさまざまな方々の参画による集落営農の組織化、法人化を促進します。</p>	<p>◇ 集落における多面的機能の維持活動や基盤整備事業との連携を図りながら、集落リーダーの養成等を進め、地域のさまざまな方々の参画による集落営農の組織化、法人化を促進します。</p> <p>◇ <u>地域の実情に応じて、小</u></p>

		◇ 農業経営体のそれぞれの経営のステージに応じ、(略)、アドバイスなどに取り組みます。	規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業の維持・継続の促進に取り組みます。 ◇ 農業経営体のそれぞれの経営のステージに応じ、(略)、アドバイスなどに取り組みます。
第5章 推進体制の整備 2 注力する取組とその推進体制 ＜プロジェクト2＞ 多様な担い手の確保・育成 1 めざす姿と取組方向 (3) 小規模な兼業農家や高齢農家等の参画・連携による地域農業・集落機能の維持発展 ア めざす姿	59頁	・集落等において、小規模な兼業農家や高齢農家、 <u>土地持ち非農家などの関係者が参画した集落営農等</u> により、地域農業が維持・発展している姿	・集落等において、小規模な兼業農家や高齢農家などの <u>家族農業が維持・継続され</u> るとともに、多様な担い手が参画した集落営農等により、地域農業が維持・発展している姿

令和2年3月11日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

環境生活農林水産常任委員長 谷川 孝栄

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
20	地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例で定める額を定める条例案
21	三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案
36	子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案
37	三重県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例案

38	食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案
39	三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
43	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
55	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年3月11日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 中瀬古 初美

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
23	三重県防災対策推進条例案
49	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
54	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
63	工事請負契約について（一般国道421号（（仮称）いなべ大橋）道路改良（橋梁上部工）工事）
64	工事請負契約について（一般県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事）
65	工事請負契約について（一般県道信楽上野線（新服部橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年3月12日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

防災県土整備企業常任委員長 木津 直樹

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
50	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
51	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
53	三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案
66	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年3月12日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

教育警察常任委員長 田中 智也

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
19	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案
24	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
25	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
26	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案

57	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する条例案
59	包括外部監査契約について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年3月12日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

総務地域連携常任委員長 廣 耕太郎

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
2	令和2年度三重県一般会計予算
3	令和2年度三重県県債管理特別会計予算
4	令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
5	令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
6	令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
7	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
8	令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
9	令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
10	令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
11	令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

1 2	令和2年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
1 3	令和2年度三重県港湾整備事業特別会計予算
1 4	令和2年度三重県流域下水道事業会計予算
1 5	令和2年度三重県水道事業会計予算
1 6	令和2年度三重県工業用水道事業会計予算
1 7	令和2年度三重県電気事業会計予算
1 8	令和2年度三重県病院事業会計予算
2 7	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
2 8	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例の一部を改正する条例案
2 9	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
3 0	三重県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例案
3 1	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
3 2	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
3 4	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
3 5	三重県県税条例の一部を改正する条例案
4 6	三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案
5 2	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
5 6	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案

6 0	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
6 1	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
6 2	土木関係建設事業に対する市町の負担について
7 2	令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）
7 3	令和元年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
7 4	令和元年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター 資金貸付特別会計補正予算（第1号）
7 5	令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）
7 6	令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 事業特別会計補正予算（第2号）
7 7	令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特 別会計補正予算（第3号）
7 8	令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補 正予算（第2号）
7 9	令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算 （第2号）
8 0	令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予 算（第2号）
8 1	令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補 正予算（第2号）
8 2	令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別 会計補正予算（第2号）
8 3	令和元年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2 号）
8 4	令和元年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第 3号）
8 5	令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）
8 6	令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3 号）

87	令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
88	令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
89	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
90	土木関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年3月17日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

予算決算常任委員長 小林 正人

請 願 審 査 結 果 報 告 書

（新 規 分）

総務地域連携常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請12	自動車関係諸税等の見直しについて	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働 組合総連合会 三重地方協議会 議長 高津 健一	川 口 円 中 瀬 信 中 瀬 初 田 中 智 小 島 智 倉 本 崇 稲 森 弘 藤 田 尚 三 宜	採択

意見書案第2号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案
上記提出する。

令和2年3月12日

提出者

総務地域連携常任委員長

廣 耕太郎

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

日常生活において必要不可欠な交通手段である自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化にもつながる。また、公共交通機関の廃止、自動車ユーザーの高齢化等の課題がある中で、誰もが自由に安全な移動を享受できるよう、最新技術が搭載された安全性の高い自動車を購入しやすい社会を実現することが重要であり、このような観点からも、自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減を早急に実現することが必要である。

よって、本県議会は、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、国において、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、環境性能割を含む自動車税・軽自動車税について、負担軽減を図るための措置を講ずること。

- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度の簡素化及び消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。
- 3 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とすること。また、地方の実情等を考慮した高速道路料金体系を検討すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
経済産業大臣、国土交通大臣

意見書案第3号

C S F の防疫対策の強化等を求める意見書案
上記提出する。

令和2年3月12日

提 出 者

小 林 貴 虎
山 本 佐知子
田 中 智 也
小 島 智 子
倉 本 崇 弘
野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚

藤 田 宜 三
石 田 成 生

C S F の防疫対策の強化等を求める意見書案

平成30年9月、岐阜県の養豚場において、我が国では26年ぶりとなるC S F の発生が確認された。その後、本県を含む複数の県においてもC S F の発生が確認されるなど、感染が拡大する状況が見受けられた。

このような中、国において、令和元年10月に「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」が改正され、C S F の感染リスクが高い地域での予防的ワクチンの接種が可能となった。

その後、ワクチン接種推奨地域の拡大が示され、今後、多くの地域においてワクチン接種の開始が見込まれるが、本県をはじめ、先行してワクチン接種を開始している県では、ワクチン接種に関する様々な課題も見えてきているところである。

よって、本県議会は、今後のワクチン接種がよりの確に実施されるとともに、養豚農家の負担軽減が行われることにより、C S F の防疫対策の強化等が図られるよう、国において、下記の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 ワクチン接種がよりの確に実施されるよう、家畜防疫員によるワクチン接種のみならず、日常的に農場に出入りしている管理獣医師による接種や、家畜防疫員の指示書に基づく家畜の所有者による接種を認めること。また、初回接種時の種豚（雄及び雌）については、ワクチンを2回注射するなど、抗体付与率を上げるための手法を検討すること。
- 2 ワクチン接種農場でC S F 感染が確認された場合の殺処分については、発症豚のみを対象とし、C S F 感染リスクが極めて低いワクチン接種豚の除外

を検討すること。

- 3 ワクチン接種豚については、農場から移動する際には、家畜伝染病予防法第7条及び家畜伝染病予防法施行規則第13条に基づきいわゆる「Vマーク」を記すこととされているが、「Vマーク」は豚を洗った際に消えてしまうことがあることなどから、ワクチンの接種区域内において移動する場合には、「Vマーク」のほか、と畜場法施行令第7条及びと畜場法施行規則第15条に基づき病歴及び投薬歴に関する情報を含む検査申請書による確認も可能とすること。
- 4 CSF発生農場に交付される殺処分家畜等に対する手当金や家畜防疫互助基金支払金について、経営再開がスムーズに進むよう免税措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

意見書案第4号

種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書案
上記提出する。

令和2年3月12日

提 出 者

小 林 貴 虎

山 本 佐 知 子

田 中 智 也

小 島 智 子

倉 本 崇 弘

野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生

種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書案

現在、国において、品種登録をした農産物（以下「登録品種」という。）の国外流出の防止を図ること等を目的とした種苗法の改正が検討されており、その改正内容の一つとして、農業者が登録品種の自家増殖を行う場合に、育成者権者の許諾を必要とすることが盛り込まれている。

登録品種の国外流出の防止を図ることは重要であり、そのための措置を講ずることは必要である。

しかしながら、これまで、農業者が登録品種を作付用の種苗として使う自家増殖は一部を除いて原則として認められており、今回の改正によって原則として、全ての登録品種の自家増殖が許諾制になると、許諾に関する事務手続や費用負担の増加などが見込まれ、農業経営等に影響を与えることが懸念される。

よって、本県議会は、種苗法の改正について、農業者に大きな影響を与えることのないよう、慎重な審議を行うことを求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

提出議案件名

議案第91号 副知事の選任につき同意を得るについて

議案第92号 教育長の選任につき同意を得るについて

議案第93号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第94号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第1号 三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

議提議案第1号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

令和2年3月18日

提出者

議会運営委員長

服部 富男

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(参集) 第一条 (略) 2 議員は、公務、疾病、出産、 <u>家族の育児、看護（出産補助を含む。）又は介護その他のやむ</u>	(参集) 第一条 (略) 2 議員は、公務、疾病、出産 <u>その他の事故のため出席できない</u> ときは、その理由を示して、当

<p>を得ない事由により出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
--	---------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

会議の欠席の事由として、家族の育児、看護又は介護を例示として追加し、所要の整備をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

委 員 長 報 告

○議長（中嶋年規） 日程第1、議案第2号から議案第90号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。東 豊戦略企画雇用経済常任委員長。

〔東 豊戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（東 豊） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第45号三重県中小企業小規模企業振興条例の一部を改正する条例案外4件につきましては、去る3月9日及び11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る県民へのタイムリーな情報提供についてです。

新型コロナウイルス感染症に関しては、国内外での感染の拡大、これに対する政府の対応等、県民を取り巻く状況は刻一刻と変化しているところです。こうした中、感染拡大の防止や県民の不安解消に向けて、県民の皆さんに正確で分かりやすい情報を迅速に提供していくことが極めて重要です。

県当局におかれては、こうした観点から、県広報紙やインターネット等、多様な広報媒体を的確かつ柔軟に活用し、県民の安全・安心につながるよう、タイムリーな情報提供に取り組まれることを要望します。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業、小規模企業の資金繰り等の支援についてです。

県内の中小企業、小規模企業の中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う深刻な影響を受けている事業者が出ています。こうした事業者においては、事態の終息に向けた先行きが不透明な中、売上げの減少等による資金繰りの悪化、これに伴う廃業等の懸念が日増しに強まっていると見られます。

県当局におかれては、今月13日、新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限とするための緊急経済対策を取りまとめ、発表されたところですが、引き続き、県内経済への影響を的確に把握し、必要に応じ、中小企業、小規模企業の資金繰り等の支援を拡充するなど、県内の中小企業、小規模企業に寄り添ったきめ細かな対策を積極的に講じられるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 谷川孝栄環境生活農林水産常任委員長。

〔谷川孝栄環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（谷川孝栄） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第22号三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案外8件につきましては、去る3月9日及び11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第22号、議案第40号から議案第42号まで、議案第44号、議案第47

号、議案第48号及び議案第68号の8件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更については、全会一致をもって原案を修正すべきものと決定いたしました。

修正内容は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍に向けて、法人や大規模経営だけでなく、これまで地域農業を担ってきた家族農業などの維持・継続を図っていくため、産業政策と地域政策の両面から施策を進めるという表現や考えについて改めて明確に記述するとともに、国の新たな食料・農業・農村基本計画の内容も踏まえ、国の施策をしっかりと活用して取組を進めていくことを記述するものです。

また、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業について、集落営農だけに頼るのではなく、家族農業の在り方を踏まえ、記述を改めるものです。大きくこの2点を踏まえた修正案としています。

次に、当委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症に関する農林水産業への支援についてであります。

C S F、豚熱の発生や、アコヤガイ、カキの大量へい死など、県内の農林水産業を取り巻く状況は極めて厳しいものとなっています。加えて、新型コロナウイルス感染症による外出の自粛等により、農林水産物の出荷量の減少や価格の低下など、さらなる経営への影響が懸念されるところです。

当局におかれましては、関係者等と連携し、状況に応じた柔軟な支援を実施するとともに、国に対して必要な支援を求めよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 中瀬古初美医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔中瀬古初美医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（中瀬古初美） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第20号地

方独立行政法人法第19条の2第4項の条例で定める額を定める条例案外7件につきましては、去る3月9日及び11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

第2期三重県子どもの貧困対策計画の推進についてであります。

県当局では、これまで以上に効果的な子どもの貧困対策を推進するため、現計画の検証や実態把握によって課題を抽出した上で、特に重要となる教育や生活等への支援を柱とする新たな計画を取りまとめたところです。

県当局におかれては、計画の推進に当たり、様々な困難を抱える当事者にとって最も身近な行政機関である市町との連携を密にするとともに、市町が同様の計画を策定する際には、県がこれまで蓄積してきた知見や取組成果を共有することで、県内全域において子どもの貧困対策を推進されるよう要望します。

次に、三重県地域福祉支援計画の推進における、ひきこもりなど、生きづらさを抱える人への支援についてであります。

特にひきこもりについては、8050問題など新たな社会課題として、日本各地で支援の在り方が議論される中、本計画の策定においても、ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った伴走型のアウトリーチや、社会とつながるための居場所の創出など、新たな支援策の検討も必要としたところあります。

県当局におかれては、計画に沿った様々な取組を進める中で、ひきこもりなど生きづらさを抱える人が真に必要な支援策を的確に捉え、施策に反映させていくとともに、それらを継続させるために必要な関係機関等との連携強化や、県当局の体制整備にも注力されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 木津直樹防災県土整備企業常任委員長。

〔木津直樹防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（木津直樹） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託された議案第23号三重県防災対策推進条例案外5件につきましては、去る3月10日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 田中智也教育警察常任委員長。

〔田中智也教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第50号公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る3月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべてに議論のありました事項について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

本年2月25日に政府が発表した新型コロナウイルス対策の基本方針や、文部科学省から各都道府県に対して示された方針や考え方を踏まえて、県当局は、学校の臨時休業を含む発生時の対応、式典、行事等への対応、郊外のイベント等への参加、児童・生徒等の人権への配慮について、県立学校及び市町と教育委員会に対して通知を行いました。

今後の対応として、子どもの命と健康を守り抜くという考えの下、関係部局や市町と連携・協力して措置を講じるとともに、臨時休業期間中の子どもたちが安心して生活できるよう、実態把握や必要な支援を行うこととしています。

県当局におかれては、長期にわたる休業期間中、家庭にとどまる児童・生徒の心身や学習のケア、経済的に困窮する家庭への支援など様々な不安の解消に努め、休業期間が終了し新学期が始まるときには、児童・生徒が安心して

て学校生活をスタートできるよう万全を期すことを要望いたします。

また、今回の経験を教訓として、今後の新たな感染症等が発生した際の迅速な対策等につなげられるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 廣 耕太郎総務地域連携常任委員長。

〔廣 耕太郎総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第19号知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案外5件につきましては、去る3月10日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重県自転車活用推進計画についてであります。

この計画は、自転車活用推進法の施行に伴い、本県においても自転車の活用推進を図るため、県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくりを目的として策定されたものであります。

自転車の活用によって、環境負荷の低減、県民の健康増進等が期待されますが、その前提として、県民が安心して利用できるよう安全が確保されることが不可欠であります。

県当局が県民に対し実施したアンケートでは、自転車走行空間など利用環境の整備が必要であるとの回答が上位を占めており、回答者のほぼ全ての人が自転車の危険な運転に直面したことがあるという結果が出ています。

県当局におかれましては、計画の推進に当たり、自転車通行空間の整備や道路標識等の適切な設置、運用を行うとともに、自動車、自転車双方の利用者に対し自転車交通に関するルールの周知徹底、指導を行うなど、県民の安全確保についても関係部局で連携し、しっかり取り組まれるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 小林正人予算決算常任委員長。

〔小林正人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第2号令和2年度三重県一般会計予算外50件につきましては、去る3月6日に委員会を開催し、総括質疑を行った後、3月9日から12日にかけて、該当の分科会で詳細な審査を行いました。そのうち、3月17日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、総合的な観点から慎重に審査いたしました結果、議案第3号、議案第4号、議案第6号から議案第14号まで、議案第18号、議案第27号から議案第35号まで、議案第46号、議案第56号、議案第60号から議案第62号まで及び議案第72号から議案第90号までの45件については、いずれも全会一致をもって原案を可決。議案第2号、議案第5号、議案第15号から議案第17号まで及び議案第52号の6件については、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

令和2年度当初予算は、県民の皆さんの安全・安心と未来への希望を両立させる予算として、防災・減災対策や中小企業、小規模企業への支援、Society5.0時代に向けた取組等に重点的に配分されています。特に公共事業については、平成22年度当初予算以降最大の予算規模が確保されており、本委員会としても一定評価するところであります。

その一方で、財源不足への対応として、令和2年度当初予算においても県債管理基金への積立てを一部見送っています。

三重県財政の健全化に向けた集中取組は今年度で終了しますが、今後も経常的な支出が高水準で推移すると見込まれる中、できる限り速やかに積立不足を解消できるよう、引き続き、財政健全化に向けてしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

県当局におかれましては、令和2年度からスタートするみえ県民力ビジョン・第三次行動計画の目指すべき姿の実現に向け、施策総動員で実効性のあ

る取組を展開するとともに、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営に向けた取組についても、着実に推進されるよう要望いたします。

なお、審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

3月6日の総括質疑においては、新型コロナウイルス感染症対策、県外への転出超過対策、移住の促進、外国人住民に対する日本語教育、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備、河川の防災・減災対策などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映されるよう求めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

[21番 山本里香議員登壇]

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。ただいま提案されております89議案のうち、12議案に反対の討論をいたします。

第2号議案一般会計当初予算については歓迎すべきものもたくさんありますが、問題とするうちの幾つかを述べます。

まずは、目玉とされているスマート化事業、総額3億1245万円の考え方です。さきに述べておきますが、AI化、ICT化、スマート化を全否定するものではありません。

国は自治体戦略2040を策定し、地方自治体に従来の半分の職員で業務が成り立つスマート自治体への転換を呼びかけていることを忘れてはなりません。近年の災害を経験し、公的マンパワーこそ大切と言いながら、この構図の中で職員を減らしていくことは危機管理上も問題です。国からのトップダウン

ではなく、職員の中で議論し、自治を尊重した情報化で、職員の半減化ではなく、質の高い行政サービスを充実していくことが県民の幸せにつながると考えます。

また、学校現場における情報教育充実支援事業9億9219万円は、電子黒板や1人1台学習用パソコンを導入しようとするものです。分かりよい授業をするために、手段としての情報機器です。それが目的となつてはなりません。1人1台が真に有効になるには、十分な現場との調整が要ります。これまでに、配備されたけれども十分に使われず、時がたつて時代遅れになっているといった情報機器があったことを知っています。ランニングコストは自治体負担となり、今後の教育予算に深く食い込んでくるということになります。いじめ対策推進やいじめ相談スクールカウンセラー、あるいは不登校対策事業への充実こそ、望まれることだと思っております。

加えて、学力向上推進事業3137万円、これは全国学力・学習調査対策と化しているみえスタディ・チェックなどの一連の予算です。2007年から始まった全国学力・学習調査は13年目となり、悉皆調査を続けることに疑問を呈する市町も出てきています。もう曲がり角はとっくに過ぎていますが、全国学力・学習調査の真意を文部科学省も調査だと言っておるわけですから、点数や順位を競うものではないはずで、順位に躍起になるから、今回の4月16日の学力・学習状況調査も延期という、そのような矛盾した話になってまいりました。問題があります。教員を信頼し、押しつけでない自発的な教育活動に光を当てていきましょう。

リニア中央新幹線推進関連経費900万円、推進すれば膨大な県負担、関係市町負担が発生します。きらきらな夢が悪夢になった経験があるからこそ、とどまるべきです。

さらに、4月から始まる会計年度任用職員の給与についてです。高市早苗総務大臣も、財政上の制約のみを理由に新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬を削減することは適切ではございません。適切に財源を確保してまいりますと11月国会で答弁しています。ボーナスが支給されるようになり

年間給与については若干上がるものの、月ごとの勤務日数を減らしたり、時給、日給を減じることは適切ではないのです。月給が、2万円近く下がるように設定することは許されないことです。一方、福祉三公費の補助拡充やみえ30人学級の前進がないのは残念です。

第5号、県が財政運営に乗り出して3年目となる国民健康保険特別会計予算については、2年間で14の市町が保険料値上げとなりました。保険料は市町独自で決めることができるとはいえ、県が示す納付金を納めることが基本となります。来年度に向けて値上げされる市町も出てきています。保険料に、生活や命を脅かされるというような笑えない状況は打開すべきです。

次に、第15号、第16号、第17号は、水道事業、工業用水事業、電気事業会計予算です。

過大な計画を立てた事業がつまずき、RDF事業では亡くなる方も出ました。どれもさらなる大金をつぎ込むことになり、市町へ負担もかけています。このことを教訓にすることができて初めて、真つかに評価できます。

これまで述べました事業は、第67号のみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の反映でありますので、その部分において、第67号も問題ありとします。

第25号は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、略称、行政手続オンライン化法が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、略称、デジタル行政推進法と名前を変えるなど改正されたことによって、県条例を改正するものです。

名称とともに、内容が、IT技術の単なる利用からデジタル行政手続を推進する法律に変わりました。行政も、あらゆるところでデジタル化するデジタルファーストの考え方です。デジタル化は有効な部分でもありますが、あらゆる手続をデジタル化することは、まだまだ市民・県民全体の要求ではありません。マイナンバーカードに対する恐怖心、個人情報漏えいに関する懸念も大きくあり、反対いたします。

第26号、第50号は、県職員、公立学校職員定数を定める条例です。

行政サービスの担い手である職員、生徒たちの未来をつくる学校職員の削

減は、市民サービスの後退、教育の荒廃につながることを指摘しないわけにはいきません。

第40号、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部改正については、これまで要綱であったものを本則に示すことは重要なことでありますが、住民合意の取り方について丁寧な段取りを踏むことは理解できますが、実態として、やはり規制が緩和されるということにほかならないと反対します。

第48号は、三重県卸売市場条例の一部改正です。

卸売市場が物流センター化し、公平公正な価格形成機能が損なわれることを心配します。今の局面で市場を守り、消費者・生産者の利益、ひいては食の安全を守っていくためにも、規制緩和となる条例改正は問題と反対します。

第52号は、県立高等学校の証明書交付手数料を1件につき250円から350円にするというもので、反対いたします。

今、目に見えない新型コロナウイルス感染症を封じ込めるために、特に医療保険部、そして全庁を挙げて大変なお仕事をしていただいていることに敬意を表します。

安倍自公政権によるこの間の消費税増税や社会保障の給付減、負担増、物価高、派遣法改悪などによって、県民も県内事業者も打撃を受け続けています。気候変動や乱開発で、自然環境や生活環境が危機に向かっています。県行政がどれだけ力を発揮できるかが問われていますと最後に述べて、反対討論といたします。終わります。

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、議案第3号、議案第4号、議案第6号から議案第14号まで、議案第18号から議案第24号まで、議案第27号から議案第39号まで、議案第41号から

議案第47号まで、議案第49号、議案第51号、議案第53号から議案第66号まで、議案第68号、議案第69号及び議案第71号から議案第90号までの76件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、議案第3号、議案第4号、議案第6号から議案第14号まで、議案第18号から議案第24号まで、議案第27号から議案第39号まで、議案第41号から議案第47号まで、議案第49号、議案第51号、議案第53号から議案第66号まで、議案第68号及び議案第71号から議案第90号まではいずれも可決、議案第69号は修正であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第2号、議案第5号、議案第15号、議案第16号、議案第25号、議案第26号、議案第48号、議案第50号、議案第52号及び議案第67号の10件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第17号及び議案第40号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委

員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

- 議長（中嶋年規） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する総務地域連携常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

- 議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

- 21番（山本里香） 請願第12号、自動車関連諸税等の見直しを国に提出することを求める請願採択に反対の立場で討論いたします。

昨年5月、6月県議会において、さきの10月に消費税が増税されることを見込んだ県税条例の改正が、私を除く皆さんの賛成で可決しました。その結果、本請願が訴えるように、複雑かつ過重な税負担となり、加えて一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税の問題は依然として残されています。まさにそのとおりです。

そして、国へ車体課税、燃料課税を抜本の見直し、簡素化、負担軽減、さらにユーザー負担の解消など、見直しを求める意見書の提出を求めてみ

えます。

私は、5月、6月議会で反対討論に立ち、この税制改正が、一つ、自動車産業界の要請に応え、消費税増税対策として打ち出されたものであること。二つ、車の保有について、消費税増税後に購入した場合に限り自動車取得税が廃止となること。三つ目、自動車税環境性能割が導入され、燃費性能に応じ購入価格に一定の割合を課税するもので、増税後の1年間に限り1%引き下げられる。1%軽減するとはいえ消費税率の引上げがあるので、消費税負担が増え、差引きすると取得時の税負担が増える場合もある。加えて、環境負荷を軽減するためのインセンティブは理解するものの、これらの減税は新車を買わない人には何の恩恵もない。古い車を大切に乗り続けると、逆に増税になると述べました。

加えて、消費税増税の前後での需要の平準化、つまり増税前の駆け込み需要を抑え、増税後の需要の落ち込みをできるだけ減らす目的とされていましたが、増税による負担増、消費マインドの冷え込みは、このような小手先の対策で何とかなるものでなかったことは、その後の経済状況を見ても明らかです。また、そのようなことを憂えての請願であることも理解できます。

一方、税収が減る県財政において、自動車税、恒久減税の穴埋め、自動車重量税の譲与割合の段階的引上げや、都道府県自動車重量譲与税制度を創設し、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲などの措置は、地方財政の真の拡充にはなっていません。

消費税増税に加え、コロナショックの状況では、リーマンショック以上の経済破綻が懸念されています。自動車関係税だけを取り上げて、応急処置的に手だてすることだけでなく、消費税ゼロ%を含めての抜本的見直しこそ必要であると考えます。よって、この請願に、私、山本里香は反対いたします。反対討論といたします。

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

請願第12号自動車関係諸税等の見直しについてを起立により採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

意見書案審議

○議長（中嶋年規） 日程第3、意見書案第2号自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案、意見書案第3号CSFの防疫対策の強化等を求める意見書案及び意見書案第4号種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第3号及び意見書案第4号は委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第3号及び意見書案第4号は委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第3号及び意見書案第4号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 提 議 案 審 議

○議長（中嶋年規） 日程第4、議提議案第1号三重県議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

議提議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 案 審 議

○議長（中嶋年規） 日程第5、議案第91号から議案第94号までを一括して議

題といたします。

提 案 説 明

○議長（中嶋年規） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第91号から議案第94号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、副知事、教育長、教育委員会委員及び収用委員会委員の選任についてそれぞれ議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

議案第91号から議案第94号までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

特別委員長報告

○議長（中嶋年規） 日程第6、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、外国人労働者支援調査特別委員会から調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。小島智子外国人労働者支援調査特別委員長。

〔小島智子外国人労働者支援調査特別委員長登壇〕

○外国人労働者支援調査特別委員長（小島智子） 外国人労働者支援調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

昨年4月に新たな在留資格、特定技能が創設されたことなどに伴い、外国人労働者のさらなる増加が予想される中、三重で暮らす外国人労働者が安心して働き、生活するためにどのような支援が必要か調査することを目的に、同年5月、本委員会が設置されました。

今、三重県は少子化、高齢化等により県内の生産年齢人口が減少しています。そうした中で、三重労働局の調査によると、本県の外国人労働者数は令和元年10月末現在で3万316人と、4年連続で過去最高人数を更新しており、地域の産業やコミュニティの重要な担い手として必要不可欠な存在となっておりつつあります。

特に本県においては、総務省の調査によると、県内総人口に占める外国人住民の割合が、平成31年1月1日現在2.78%で全国第4位と高く、また、在留活動・期間に制限のない永住者が多いなどの特性があることから、行政として外国人労働者の就労環境や生活環境の改善を支援していくことは、暮らしの保障だけでなく、地域の産業やコミュニティを守ることにもつながります。

そこで、本委員会では、日本語教育の支援、企業等の関わり、三重県多文化共生総合相談ワンストップセンターの在り方の三つを重点調査項目に位置づけ、これまで14回にわたり委員会を開催し、県当局からの聞き取り調査、県内外の関係機関・支援団体等からの参考人招致や先進自治体等の調査、委

員間討議といった方法により検討を重ねてきました。

以下、これまでの本委員会における調査結果を踏まえ、県当局に対し、委員会としての意見を申し述べます。

最初に、日本語教育の支援についてであります。

外国人労働者にとって、最も大きな課題となるのが日本語の習得です。外国人等への日本語教育については、日本語教育の推進に関する法律において、国、地方公共団体、事業主の責務が定められています。事業主として外国人労働者を受け入れる企業等において、日本語の学習機会の確保や支援が行われるのはもちろんのことですが、市町は基礎自治体として、県は広域の自治体として役割を分担し、日本語教育の支援を行っていく必要があります。

県内の現状を見ると、生活者としての日本語習得を目的とした地域の日本語教室は、その多くをボランティア等が担っています。一方で、日本語能力試験等の勉強を希望する意欲的な技能実習生も増加しており、地域の日本語教室では対応し切れないという声も聞こえてきます。

県当局におかれましては、日本語の確実な習得につながるよう、日本語教育の質を重視し、有資格者等、指導者の確保・育成を計画的に行っていくとともに、県内のどの地域でも同様の支援、学習機会を得られるよう、市町、関係団体やボランティアの方等と連携し、日本語教室の質の向上及び機会の拡充などの環境整備を支援するよう要望します。

また、次に働く世代となる永住者・定住者の子ども等に対しては、将来、希望する職に就き、地域で活躍する人材となることができるよう、生活者としての日本語習得にとどまらず、教育政策として学校における日本語教育を充実し、学習言語の習得につなげることが必要です。

さらに、日本の学校教育、雇用、社会保障制度等についても情報提供を行い、自らの進学・就職について考える機会をつくる必要があります。あわせて、保護者に対しても同様に、子どもの進学・就職に対する理解を深めていく機会を提供していくことが必要です。また、現在、県が検討中の夜間中学も含め、日本語教育の場の創設について検討を進めていく必要があります。

次に、企業との関わりについてであります。

外国人技能実習制度や新たな在留資格である特定技能制度により、外国人労働者を受け入れる企業については、これまで時間と費用をかけて実習生等を適切に受け入れている企業がある一方で、その義務を果たしていない企業もあると聞きます。

新たな在留資格制度はいまだ過渡期にある上、監督権限等は国に属するものが多く、企業等に対し、県の責任のみにおいてできることには限りがありますが、国、企業、関係機関等と連携を密にし、少なくとも、県内で働く外国人労働者が適切に受け入れられるよう動向を注視し、県も積極的に支援する姿勢を示していく必要があります。

また、技能実習制度や特定技能制度に限らず、外国人労働者の雇用を検討する企業は増加していますが、労働環境の整備をはじめ、受入れに向けた準備や体制が整っていない企業もあります。

県当局におかれましては、外国人労働者が安心して働くことができるよう、企業や経済団体等に対し、外国人労働者の労働環境の整備や労働関係法令の遵守に加えて、企業における日本語教育の必要性についても、周知・啓発を行うよう要望します。

特に、企業等における日本語教育においては、日本独特の企業文化や職場マナーなどの社会人としてのスキルと、仕事に最低限必要な日本語の両方を短期間で習得できるよう組み合わせた働くための日本語教育を、時期を逸することなく行う必要があると考えますので、企業や経済団体等へ導入の働きかけを行っていくことについても要望します。

最後に、県の支援体制の強化・拡充についてであります。

外国人住民等の直接の相談窓口として、令和元年8月、みえ外国人相談サポートセンターM i e C oが設置され、多言語での相談対応が行われています。本年1月末の時点で、前年同期間、8月から1月の6か月間の3倍を超える332件の相談が寄せられていることからもおおり、そのニーズは高く、今後、外国人労働者の増加に伴い機能を充実させていく必要があ

ります。

将来的には、外国人労働者の対応に新たに取り組む市町の初期支援や、外国人労働者を雇用したいと希望する企業の相談対応を行うなどの機能も期待されることから、随時適切な人員配置・予算措置を行うとともに、利用者のニーズを把握し、例えば、相談者が来訪しやすい休日や夜間の相談対応等についても検討されるよう要望します。

また、国、県、市町、外国人労働者の支援に携わる団体、企業等とともに M i e C o を中心としたネットワークを構築し、互いに情報を共有し、支援の輪を広げていくよう要望します。

あわせて、庁内においては、外国人労働者について、多文化共生、教育、福祉などの、いわゆる生活者支援の視点を持つ部局と、各種産業、雇用などの産業人材としての活用の視点を持つ部局が連携し、組織横断的に施策を進めていく必要があります。県では、既に、外国人材の受入れ・共生に関する三重県庁内調整会議等も設けられています。

今後は、これら会議等における情報共有にとどまらず、各分野で抱える課題について様々な視点から議論し、解決に向けた県としての取組方針を決定し、実行に移すことができる組織体制の構築を行うよう要望します。

さらに、外国人労働者を受け入れる側である県民や企業等に向けては、外国人労働者が地域の担い手として欠かせない存在になりつつあるという県内の現状についての周知、啓発を行うとともに、互いの文化や風習等への理解を深めるための交流促進事業を充実し、多文化共生の意識を醸成していくことも重要です。

また、外国人労働者支援に係る取組は、人材の育成や体制づくり等、その多くは人の力を必要とするものでありますが、継続して支援を行っていくために必要となる予算についても、引き続き、国事業や各種助成制度等を活用し、確保していく必要があります。

少子化、高齢化による担い手不足、人口減少が続くと予想される中、三重県は以前から、外国人の永住者・定住者が多く、また、製造業等が盛んな地

域であるということを鑑みれば、県内で働く外国人労働者は今後も確実に増加することが見込まれます。それら全ての外国人労働者を仲間として受け入れ、ともに暮らし、働き、お互いに理解しようと歩み寄ることができれば、地域社会に好循環が生まれ、おのずと外国人労働者から選ばれる三重になると考えます。そして、これはSDGsの理念である、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現にもつながる姿であると考えます。

改めて申し上げますが、外国人労働者の支援に当たっては、これまで県が培ってきた多文化共生の視点が重要ですが、これに加え、外国人労働者も地域の担い手であるという認識の下、産業政策の一つとして戦略的に取り組むべき課題であることにも留意する必要があります。

県当局におかれましては、三重で暮らす外国人労働者が地域社会に欠かせない存在となり、地域の担い手として活躍できるようグランドデザインを描き、近い将来それが実現されるよう、県全体で取組を進められるよう要望して、本委員会の報告といたします。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で特別委員長の報告を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

副 知 事 発 言

○議長（中嶋年規） この際、渡邊信一郎副知事から発言を求められておりますので、これを許します。渡邊信一郎副知事。

〔渡邊信一郎副知事登壇〕

○副知事（渡邊信一郎） 発言のお許しをいただきまして、心から感謝を申し上げます。

私、3月31日の任期をもちまして副知事を退任させていただきます。

平成28年3月の定例会におきまして、選任の御同意をいただき、着任してから4年間、鈴木知事の下、全力を尽くしてまいりました。

特に、平成29年4月に開催されましたお伊勢さん菓子博2017については、

無事成功裏に終えることができましたこと、近年、県内外で相次いで発生いたしました災害に対し、防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進できましたこと、さらに宮川の流量回復の促進など、微力ながら、それらの一縷になりましたことは大変得難い経験であったと、ありがたく思っております。

これまで、議員の皆様方に一方ならぬ御指導、御協力、御鞭撻を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。大変お世話になりました議員の皆様方のこれからの御健勝、ますますの御活躍を心から祈念いたしまして御礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 渡邊副知事、お疲れさまでした。ありがとうございました。

休 会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明20日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明20日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

3月31日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時59分散会

紹 介

○議長（中嶋年規） 議員各位に申し上げます。

先刻、副知事に選任同意いたしました廣田恵子さんから御挨拶を受けることといたします。

廣田恵子さん、御挨拶願います。

○副知事（廣田恵子） 先ほどは選任同意をいただき、誠にありがとうございました。

もとより、大変非力ではございますが、精いっぱい努力を重ねて職責を果たしてまいりたいと思っております。引き続き、御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で終了いたします。お疲れさまでした。